

フクイ建設技術フェア 2022 における
新型コロナウイルス感染症対策について

建設技術フェア実行委員会
2022年2月1日制定
2022年7月4日一部改訂

フクイ建設技術フェア 2022（以下フェアと呼ぶ）の開催にあたっての新型コロナウイルス感染症対策を次の通り定める。

1. 基本方針

- ・フェアの開催にあたっては福井県が発表する行動指針等に従う。
- ・国内・県内での感染者の発生状況や緊急事態等の発令状況を見て主催者が総合的判断した結果、会場展示を取り止めオンライン展示のみとする場合がある。
- ・事務局内に感染防止対策チームを設置し、この対応にあたる。

2. 感染防止対策チームの設置と取り組み

- ・感染防止対策チーム（以下チームと呼ぶ）を下記の通り組織し、フェアに関する感染防止の対策にあたる。
 - チーム長：神門専務理事（建設技術公社、以下略）
 - チーム員：川端常務理事、室田業務課長、村田主任、安川主任、山内主任
- ・チームは、感染が広がらないよう、参加者の制限と把握、会場での対応を検討し実行する。また、感染の疑いが発生した場合に備え対応マニュアルを整備し、これに従う。

3. 感染拡大を防止するためのフェア運営上の対応

（1）基本対応

- ・2022年7月現在、福井県が発表する行動指針では、「大規模イベント等の開催に伴う事前相談について」が発表されており、この方針に従い、フェアの感染防止対策等についての事前相談（チェックリストの提出）を行う（提出締め切りは開催日の2週間前までだが、早めに相談し対応を充実させるため、出展者が確定し実行委員会にて承認後の7月頃提出を目途とする）。
- ・国および県の方針では、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、「ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画」（以下ワクチン制度と呼ぶ）を提出し、実施することにより、制限措置を緩和し開催する方法を提示している（1月19日現在運用見合わせ）。例えば、緊急事態措置が実施されている他県からの往来は、このワクチン制度を実施すれば自粛対象にならないとされている。ただし、このワクチン制度を実施するための体制整備には相当の費用と労力または個人情報取り扱いなど慎重な対応が求められる。当フェアの開催にあたっては、その開催目的が不急とまでは言えないものであるから、状況によっては参加者制限を設けることや中止とすることにより危険を回避できる。よって、ワクチン制度は導入しないものとする。

（2）参加者の制限

- ・2021開催時には、当時の全国の感染状況を鑑み、参加者を県内限定もしくは一定条件の下で県外者の参加を認めた。その参加者条件は次のとおりである。
 - 「出展（機器の搬入搬出・展示準備・当日説明・撤去等のすべて）に参加される

方および来場者は、県内在住か県内に一定期間（14日以上）滞在された方に限定する（県境をまたぐ往来の自粛）」

- ・2022年7月現在、全国の感染状況を鑑みると一定レベルの感染が続いているものの、県境をまたぐ往来は特に制限がない。現段階では状況に応じ県境を越える往来を認め**県外からの出展者を受け入れることとする**。しかしながら、やはり開催時期直前においても状況の急変がありうることから、上記のような参加者の条件を付けや場合によってはフェアそのものを中止とすることも検討する。なお、前段（1）に記述したようにワクチン制度を使った県外参加者の受け入れよりも参加制限による危険回避を優先して判断する。

（3）参加者の把握

- ・会場入り口での参加者の連絡先をしっかりと把握する。この方法については、名刺提出や連絡票記入を原則とする。フェア実施までにアプリ等の効率的な手法が導入できると判断されれば、これも併用する。

（4）会場での対応

ア．会場設営の対応

- ・来場者が密集状態にならないよう設営する。
- ・会場入り口には検温装置を、会場内各所に消毒用アルコールを配置する。
- ・受付にはアクリル板もしくはビニールシートを設置する。
- ・会場内の定期的な清掃、消毒をする。
- ・会場内の各扉およびシャッターを常時開放し、換気をする。

イ．会場運営上の対応

- ・マスク着用については政府の基本的対処方針変更（令和4年5月23日）により、当フェアの場合、会話を行う前提で、屋外を除き、着用が推奨されている。ただし同日、内閣府からの事務連絡やそれを受けて県の方針によれば、イベント時におけるマスクの着用は周知徹底することとなっている。
- ・スタッフ及び来場者には**マスクの着用を義務付け**、非着用者にはマスクを提供する。接触確認アプリをインストールするように周知する。
- ・入場時に検温により確認できた発熱者には入場を断る場合がある。
- ・密集状態を避けるため滞留人数を集計する。展示館1館定員の700人を超えた場合は入場制限、整理券を配布するなどの対応をする。
- ・会場出入口は常時開放し換気をする。会場内の二酸化炭素濃度を測定し記録する。
- ・参加者（出展者・来場者・委託事業者など）の氏名、電話番号等の連絡先を把握する。
- ・入場待機列は間隔を設けるように現地でスタッフが指示をする。
- ・参加者に対しては、適時スタッフが会場内を巡回し、休憩スペースが密集状態になった場合や大声を出す方がいた場合は個別に注意する。
- ・会場内での食事は原則禁止する。ただし熱中症予防のための水分補給は感染に留意し摂取してもらう。
- ・フェア来場の前後の行動において直行・直帰を促す。

（5）広報と周知

- ・この対策については実行委員会、出展者のほか来場者にも広く理解していただき感染防止につなげる必要があることから、様々な方法により周知することとする。
- ・具体的には、インターネットの当フェア特設サイト（公社HP）、案内チラシ、ガイドブック、会場入り口、会場内の適切な場所、会場アナウンスなどを想定している。
- ・この取り組み状況（感染防止安全計画）について、一定期間の間、説明する責任があ

るため、その閲覧は公社 HP にフェア終了後も少なくとも 1 年間掲載することとする。

- ・一連の活動の中で得られた個人情報等については厳重に管理し、上記閲覧期間終了後に破棄する。

4. **感染疑い者が発生した場合の対応**は別紙「感染疑い発生時マニュアル」に従う。

感染疑い者(*1)が発生したタイミングによって対応を検討する。

(*1)感染疑いとは次の症状を目安とする。ただし正確を期すため、当該者は福井県の受診・相談センター（電話 0776-20-0795 FAX20-0797）や最寄りのコロナ感染診断対応可能な医療機関に相談することが望ましい。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）厚生労働省 HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#tokucho

I. フェア開始前にスタッフや出展者から感染疑い者が発生した場合

I-1. 方針

- ・当フェア関係者に接触したスタッフ(*2)および出展者に感染疑い者が発生した場合は、本人または所属する会社は、速やかに建設技術フェア実行委員会感染防止対策チーム（以下チームと呼ぶ）に報告をする。
 - ・チームはその感染疑い者を出展にかかわる業務から外す。
 - ・この発生の影響度合いを検討し、フェアの開催の影響を中止も含めて判断する。
 - ・フェア内容に何らかの変更があった場合、情報を一部制限したうえで関係者に通知する。
 - ・このやり取りの中で得られた個人情報については、外部に漏らすことなく厳重に管理し、一定期間後に破棄する。
- (*2)スタッフとは、建設技術フェア実行委員の組織と構成員、実行委員会が委託したイベント運営会社とその構成員を指す。

I-2. 役割分担と対応手順

(1) スタッフおよび出展者が行うこと

- ・本人に感染疑いがあると自覚した場合、所属する組織に報告し、その指示に従う。
- ・感染疑い者から報告を受けた組織または本人は、その感染疑いの事実を建設技術フェア実行委員会感染防止対策チーム（以下チームと呼ぶ）に報告する（ただし全く当フェア関係者に接触していない場合は除く）。
- ・感染疑い者が所属する組織は、本人の活動記録を聞き取り、チームに報告する。
- ・感染疑い者およびその組織、チームは保健当局の指示に従う。
- ・感染疑い者および所属する組織が得た保健当局の指示内容は、差し支えない範囲でチームに報告する。

(2) 建設技術フェア実行委員会感染防止対策チームが行うこと

- ・感染疑い者もしくはその所属する組織から、感染疑いの報告を受けたら、その人の活動記録を可能な範囲で取りまとめ、スタッフ間の接触者を特定する（以下接触者と呼ぶ）。
- ・接触者と思われる人が所属する組織に、感染疑わしい事実があったことを、感染疑い者

の個人情報に配慮しつつ伝える。

- ・一連の対応の中で保健当局の指示があった場合はこれに従う。
- ・全体の運営に及ぼす影響を検討し、今後の運営について判断する。
- ・決定された運営内容について、個人情報に配慮したうえで、関係者に通知する。

I-3. 責任範囲

感染疑い者の対応は、所属する組織において判断し、フェア実行委員会はこれを尊重する。また、その責任範囲は個人及び組織にあって、フェア実行委員会は責任を負わない。接触者の責任範囲も同様である。

I-4. 担当者および関係機関の連絡先

- ・建設技術フェア実行委員会感染防止対策チーム窓口：
（公財）福井県建設技術公社 室田、山内 電話 0776-20-0391 FAX21-3934
- ・受診・相談センター 電話 0776-20-0795 FAX20-0797

II. フェア開催中に感染疑い者が発生した場合

II-1. 方針

- ・来場者、出展者、スタッフは速やかにチームに報告をする。
- ・チームは保健当局と相談したうえで、その感染者を出展にかかわる業務から外す。
- ・この発生の影響度合いを検討し、フェアの開催の影響を中止も含めて判断する。
- ・フェア内容に何らかの変更があった場合、情報を一部制限したうえで関係者に通知する。
- ・このやり取りの中で得られた個人情報については、外部に漏らすことなく厳重に管理し、一定期間後に破棄する。

II-2. 役割分担と対応手順

(1) 来場者が行うこと

- ・来場の際に、体温が 37.5 度以上、もしくは体調不良がわかった場合は、来場をお断りすることがある。
- ・来場者の後日連絡の取れる連絡先を提供していただく（名刺で可）。団体の場合、代表者のみ。もし、後日フェア来場者等に感染者が発生した場合、保健当局に情報を提供するので、来場者等を対象として保健当局から連絡がある場合がある。
- ・もし来場された方の中で感染者が出た場合は、速やかに事務局まで報告を求める。この際、得られた情報については保健当局との相談に使用する。

(2) スタッフおよび出展者が行うこと

- ・本人が感染疑いと自覚した場合、所属する組織に報告し、その指示に従う。
- ・感染疑い者から報告を受けた組織は、その感染疑いの事実をチームに報告する。
- ・感染疑い者が所属する組織は、本人の活動記録を聞き取り、チームに報告する。
- ・感染疑い者およびその組織、チームは保健当局の指示に従う。
- ・感染疑い者および所属する組織が得た保健当局の指示内容は、差し支えない範囲でチームに報告する。

(3) 建設技術フェア実行委員会感染防止対策チームが行うこと

- ・来場者や出展者、スタッフ、もしくはその所属する組織から、感染疑いの報告を受けたら、その人の活動記録を可能な範囲で取りまとめ、できる範囲で接触者を特定する。
- ・接触者と思われる人が所属する組織に、感染疑わしい事実があったことを、感染疑い者の個人情報に配慮しつつ伝える。

- ・一連の対応の中で保健当局の指示があった場合はこれに従う。
- ・全体の運営に及ぼす影響を検討し、今後の運営について判断する。
- ・決定された運営内容について、個人情報に配慮したうえで、関係者に通知する。

II-3. 責任範囲

感染疑い者の対応は、所属する組織において判断し、フェア実行委員会はこれを尊重する。また、その責任範囲は個人及び組織にあつて、フェア実行委員会には責任を負わない。接触者の責任範囲も同様である。

II-4. 担当者および関係機関の連絡先

- ・建設技術フェア実行委員会感染防止対策チーム窓口：
（公財）福井県建設技術公社 室田、山内 電話 0776-20-0391 FAX21-3934
- ・受診・相談センター 電話 0776-20-0795 FAX20-0797

III. フェア開催後に感染疑い者が発生した場合

III-1. 方針

- ・来場者、出展者、スタッフは速やかにチームに報告をする。
- ・このやり取りの中で得られた個人情報については、外部に漏らすことなく厳重に管理し、一定期間後に破棄する。

III-2. 役割分担と対応手順

(1) 来場者、出展者、スタッフが行うこと

- ・本人が感染疑いと自覚した場合、所属する組織に報告し、その指示に従う。
- ・感染疑い者から報告を受けた組織は、その感染疑いの事実をチームに報告する。
- ・感染疑い者が所属する組織は、本人の活動記録を聞き取り、チームに報告する。
- ・感染疑い者およびその組織、チームは保健当局の指示に従う。
- ・感染疑い者および所属する組織が得た保健当局の指示内容は、差し支えない範囲でチームに報告する。

(2) 建設技術フェア実行委員会感染防止対策チームが行うこと

- ・来場者や出展者、スタッフ、もしくはその所属する組織から、感染疑いの報告を受けたら、その人の活動記録を可能な範囲で取りまとめ、できる範囲で接触者を特定する。
- ・接触者と思われる人が所属する組織に、感染疑わしい事実があったことを、感染疑い者の個人情報に配慮しつつ伝える。
- ・一連の対応の中で保健当局の指示があった場合はこれに従う。

III-3. 責任範囲

感染疑い者の対応は、所属する組織において判断し、フェア実行委員会はこれを尊重する。また、その責任範囲は個人及び組織にあつて、フェア実行委員会には責任を負わない。接触者の責任範囲も同様である。

III-4. 担当者および関係機関の連絡先

- ・建設技術フェア実行委員会感染防止対策チーム窓口：
（公財）福井県建設技術公社 室田、山内 電話 0776-20-0391 FAX21-3934
- ・受診・相談センター 電話 0776-20-0795 FAX20-0797

フクイ建設技術フェア2022における
感染防止対策チェックリスト対応表
(令和4年7月現在)

1. 福井県の指導

「大規模イベント等の開催に伴う事前相談について」 令和4年5月23日更新

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/daikiboibent.html>

No.	チェック内容	左記の対応
1	参加人数 5,000 人以下、1,000 人以上のイベントか。	<ul style="list-style-type: none"> ・会場展示の1号館、2号館の定員(3密を避けた利用者数の目安)は各700人。よって各館700人を上限とする。 ・二日間の参加人数は3,000人を想定。 ・県担当部局に事前相談および「イベント開催時のチェックリスト」を提出する。
2	①飛沫の抑制の徹底 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用(なければ提供)、大声を出さないことを周知・徹底する。 ・そうした行為をする者に対してはスタッフが個別に注意、退場処分等の措置を講じる。 ・これらのことは、案内チラシ、入場口、ガイドブックに記載。またアナウンス等での呼びかけのほかスタッフが巡回監視する。
3	②手洗、手指・施設消毒の徹底 ・こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す ・主催者側による施設内の定期的かつこまめな消毒の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ・施設内の消毒(箇所・頻度等)の計画の検討・実施 ・アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ
4	③換気の徹底 ・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上)の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・会場出入口の常時開放による常時換気。 ・CO2測定装置による常時モニター(1,000ppm以下)を活用した換気状況を確認する。
5	④来場者間の密集回避 ・入退場時の密集を回避するための措置 ・休憩時間や待機場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ・人と人が触れ合わない間隔の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・開場時間を定めない。入退場時は一定間隔になるよう足元に表示、ならびにスタッフ誘導。 ・CO2測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導 ・定期的に収容状況を把握し、定員制限や密集箇所の回避、座席等の配置を工夫
6	⑤飲食の制限 ・飲食時における感染防止策の徹底 ・飲食中以外のマスク着用の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・会場内は一部を除いて飲食禁止。ただし水分補給は周囲に留意して水分をとる。 ・自動販売機周辺、ドリンクコーナー周辺の休憩スペースでは一定間隔をとって水分補給する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの昼食は一定間隔を保ち黙食する。
7	<p>⑥出演者等の感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。 ・出演者やスタッフ等と案客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会講師には健康管理をお願いする。往来が困難な場合、遠隔通信等の方法をとる。 ・来場者、出展者、スタッフいずれも事前から健康管理に留意するよう呼びかけ、有症状があれば来場しないよう周知する。
8	<p>⑦参加者の把握・管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ・入場時の検温、有症状等を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ・時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・当フェアでは有償ではない。 ・入場時に連絡先を提出してもらう。 ・入場時に検温し、有症状者には入場をお断りする。 ・会場での直行・直帰を呼びかける
9	<p>ワクチン・検査パッケージ制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県エリアに緊急事態措置、まん延防止等重点措置が発令された場合、人数上限を超えて収容率 100%での開催をしようとする場合、同制度の実施の有無をチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・同制度は利用しない。当該発令の場合、開催を中止する。 ・県外の当該発令地域からの往来が懸念される場合、制度の活用もしくは県外往来の参加の禁止を検討する。

2. 展示会業界における COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

令和3年11月10日改訂（令和4年7月4日現在変更なし）

<https://www.nittenkyo.ne.jp/news-covid/>

No.	チェック内容	左記の対応
1	搬入～搬出完了までの全期間を通じて全入館者がマスクを正しく着用するよう周知する	実行委員はもとより、出展者には出展説明資料にて周知。また設営準備にかかる9月5日から撤収完了までの9月8日までの間、会場入り口にてマスク着用を呼びかける。
2	マスクは品質の高い、できれば不織布製を着用し、紛失したり忘れた人には配布し着用徹底する。	案内チラシ、入場口、ガイドブック、HP、館内放送等によりマスク着用を徹底する。忘れた人には不織布製のマスクを提供する。
3	飲食時は時間をずらすなど密集を避け、対面や密にならないようレイアウトに注意する	飲食スペースは場所を限定し、間隔をあける、時間をずらす、黙食とするなど配慮する。
4	出展者、来場者、施工関係者を含む来館者の個人情報の取得、入り口での検温や体調管理とその結果により入館できないことがある旨周知	案内チラシ、入場口、ガイドブック、HP、館内放送等により検温等の対策を周知。
5	接触確認アプリをインストールするよう周知	同上
6	WEBサイトにてガイドラインを遵守することを公表	HPに掲載する。ガイドブックにも掲載する。
7	入り口やホール内休憩所等に手指消毒用アルコールを設置し来館に手指消毒を促す	そのように実施する
8	全来館者に対し入口でサーモグラフィーまたは非接触型体温計等による検温。37.5度以上の人は入館を断る。	そのように実施する
9	担当者全員がガイドラインをよく読みきちんと対策を行うこと	そのように実施する
10	感染疑い発生時マニュアルを作成し会場・支援企業と共有する	同マニュアルを作成し共有する
11	マスクを正しく着用することを周知徹底する。予備のマスクも準備しておく。	スタッフが巡回、不適切な場合に注意する。予備のマスクは入口に準備。
12	受付など対面する場所にアクリル板などの遮蔽物設置	受付にアクリル板を設置する
13	受付やトイレなど列が想定される場所の床面に最低1m間隔でマーク	そのように実施する
14	検温のためのサーモグラフィーまたは非接触型体温計と検温スタッフを全会場入口分手配	入口は1、2号館および本館。受付前にサーモグラフィーや非接触型体温計にてスタッフが検温チェックする。

15	金銭のやり取りはなるべくキャッシュレス。現金やトレイを使用するよう手配。	金銭にやり取りは発生しない。ガイドブックなどの受け渡しはセルフ取得方式としスタッフ等の接触は極力避ける。
16	会場入口及び館内に以下のサインを設置するよう手配（マスク着用、手洗い・手指消毒、検温（入口のみ）、接触確認アプリ稼働（bluetooth を on の表示）、密注意、飲食場所以外での飲食禁止、大声禁止）	そのように実施する
17	会場内高頻度接触部位の特定と清拭消毒の手配	スタッフが巡回し消毒する
18	会場内での大声や密の状況を確認し注意するスタッフの手配	そのように手配する
19	感染リスクのある付帯イベントについて自粛または縮小	同時開催の講演会や体験コーナーもそれぞれの主催者が感染防止対策を図っている。
20	控室などでは対面を避けるレイアウト、休憩中もマスクの着用を徹底する。	そのように実施する。
21	控室での食事はマスクを外す場面では会話はしない。会話するときはマスク着用を徹底する。	そのように実施する。
22	マスクティッシュなどごみ処理方法をガイドラインに従って処分するよう手配	ごみの持ち帰りを周知し、ごみ箱を置かないようにする。
23	施工・撤去に大きな負担となるようなレイアウト、デザインは避けるよう配慮する	これまでの実績を踏まえて大きな負担の無いように手配。
24	開催地の感染状況及び展示会開催条件等について開催地自治体に確認・相談	県の指導するチェックを行ったうえでチェックリストを提出する。
25	展示会の上限人数・収容率について会場と確認	会場各館の定員を確認し、定員を超えそうなときは入場制限することとしている。
26	検温・来場者（館内滞留人数）把握のための設備の貸し出し有無の確認	検温設備を借りてチェックする。来場者数はガイドブックの減少数とアンケート提出数を確認し、館内滞留人状況を把握する。
27	空調・館内換気について確認する	会場側の了承を得て、シャッターの常時開放などで換気する。
28	感染疑い発生時マニュアルを作成し役割分担や責任について明記する。作成したマニュアルは関係者で共有する。	そのように準備する。
29	出展者に対し最新のガイドラインを配布し、それに従い出展準備するよう周知	募集要項、説明会資料、メールでの案内などをもって周知する。
30	出展者に対し自社及び外注スタッフの日別勤務名簿作成依頼	依頼している。展示終了後も3週間以上保管してもらうよう依頼している。
31	出展者に対し商談記録作成依頼（来場者・対応スタッフ・日時）	そのように周知する

32	出展者に対し商談を分散する、長時間にわたる商談を避けるよう周知	そのように周知する
33	閉幕後の打ち上げや会食は避け直帰するよう促す	そのように周知する
34	試飲・試食・来客へのお茶菓子提供等マスクを外す機会は極力避けるよう依頼する。やむを得ず行う場合はガイドラインにある感染拡大予防対策を徹底するよう強く促す。	そのように周知する
35	来場者事前登録システムまたは受付等で来場者名簿を作成し会期後最低3週間保管する。	受付時に来場者名簿を作成する。3週間以上保管し万が一の感染時に利用する。
36	混雑緩和のための分散来場のお願い	例年、混み合うほどの来場者はなく、今回会場も広くとったため、密にはなりにくい。来場者状況の把握を行い密にならない環境を心がける。
37	ブースでの必要以上に長い商談は避けるよう依頼する。	そのように周知する。
38	展示会後の会食などは避け直帰するよう促す。	そのように周知する。